

平成三十年度第四回（七月）

諫早市農業委員会総会

議事録

平成30年度諫早市農業委員会 第4回総会議事録

1 開催日時 平成30年7月27日(金) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時30分

2 開催場所 8-1会議室

3 出席委員 (17人)

会 長 20番 山開博俊
会長職務代理者 19番 小森俊夫
農 業 委 員

1番 池田つや子	2番 久保 繁	4番 久本純造
5番 立森和富	6番 前田貞松	7番 末永 進
8番 菅原篤博	10番 山口勇満	11番 西村ふじ子
12番 馬場誠治	13番 増山太夫	15番 澤久 進
16番 西尾正信	17番 池田武弘	18番 野副栄治

4 欠席委員 (3人)

3番 中尾貞治 9番 小川秀幸 14番 横田親紀

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
第2号 農地法第3条の規定による許可処分取消願審議の件
第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件
第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
第5号 農地法第5条の規定による受理通知取消願の件
第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 池松 弘 次長 寿柳知己 主任 土井幸徳 主任 田中正和
事務職員 馬場正二郎

9 議 事

(開会)

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第4回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきましてご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、17名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

なお、3番・中尾委員、9番・小川委員、14番・横田委員、から欠席の届出があっております。

以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に6番・前田委員、15番・澤久委員 のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小栗地区、川床町の農地3筆、2,016㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は10,215㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械を所有され、家族と一緒に農作業をされています。

また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地まで約3mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、真津山地区、真崎町の農地4筆、1,057㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は7,685.31㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターやコンバイン等の機械は所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に52年間従事され、譲受人宅から申請地まで約100m以

内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

3番と4番は譲受人が同一の案件です。

3番、多良見地区、多良見町西川内の農地1筆、356㎡、

4番、多良見地区、多良見町西川内の農地2筆1, 472㎡、計3筆、1, 828㎡について3番は贈与を受け、農業に精進するための、4番は農業経営規模拡大を行うため、使用貸借5年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は3, 034㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

耕運機や田植機等の機械は所有とリースにより確保されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業経験は20年で、譲受人宅から申請地まで徒歩で約15分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

5番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、389㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は10, 416㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

耕運機や田植機等の機械は所有とリースにより確保されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地まで徒歩で約15分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

6番、高来地区、高来町上与の農地1筆、2, 263㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は30, 002㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

田植機やコンバイン等の機械は所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業経験は41年で、譲受人宅から申請地まで車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

7番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、4, 464㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は6, 499㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや噴霧器等の機械は所有されていて、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に3年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約40分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

以上です。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜、ソバを栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
委員 次に、2番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、玉葱、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
委員 次に、3番と4番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。

3番と4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、6番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、7番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、カボチャ、ミニトマトを栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 (議案第2号) ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、福田町、長田地区、御手水町の農地2筆、7,093㎡につきましては、平成29年10月の総会において審議され、10月26日付けで許可された案件でございます。

申請理由は、「新規に就農し、農業経営を行うため、購入する。」というものでありましたが、許可後、予定していた農作業の一部の作業委託が出来なくなったことにより営農経営が出来なくなったため、許可処分の取消願が提出されたものです。

以上です。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、願い出どおり許可を取り消すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 (議案第3号) ご異議がないようですので、1番は、願い出どおり許可を取り消すことに決定いたします。次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小野地区、黒崎町の農地1筆、382.00㎡について、昭和60年頃から駐車場として利用していたとの追認申請です。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は小野中学校から東へ320m、干拓の里駅から東南東へ480mに位置し、上水、下水管が埋設されていますので、第3種農地と思われます。

追加資金は発生しません。

被害防除計画について現在、水路との境に擁壁を設けており、土砂の流出はありません。

建物が無いため隣地農地へ日照・通風の影響もないものと思われます。

雨水は自然流下。汚水、雑排水は発生しません。顛末書も提出済みです。

以上です。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われますので、許可してもやむなしかと思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、天満町の農地1筆992㎡について、太陽光発電施設用地として転用申請です。

契約は賃貸借の20年。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、諫早駅から北へ1.3kmに位置し、農地区分は、「市街化近傍孤立農地」として、第2種農地と思われます。

土地利用計画は、パネルを272枚設置し、発電量は50kw未満、単価は24円です。

資金は融資証明で確認済みです。

被害防除計画は、全体に芝を植栽し、東側に高さ20cmの畦畔を設置、フェンスで囲みます。

雨水は畑の中の手掘りの水路から、東側道路横側溝に放流します。

側溝への接続許可も提出済みです。

太陽光パネルの高さは2m程度ですので、日照・通風に影響はないものと思われます。

汚水、生活排水は発生しません。

隣接農地の所有者との協議報告書も提出してあります。

2番、諫早地区、本明町の農地3筆、1,680㎡について、社会福祉施設用地としての転用申請です。

契約は賃貸借25年。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、諫早駅から北北西へ2.5kmに位置し、農地区分は「市街地近傍孤立農地」として第2種農地とされます。

資金計画は融資証明で確認済みです。また、都市計画法の開発許可申請も提出されています。

被害防除計画は、盛土を2.1m行い、北側・南側は土砂が流出しないよう擁壁を設けます。

東側・西側の法面は植生マットを使用し保護します。

日照・通風につきましては周囲に影響を与えないよう建物の高さを抑えます。

雨水は周囲に側溝を設置し、南側水路に放流します。

汚水・雑排水は合併浄化槽を使用し、同じく南側水路に放流します。

3番、諫早地区、目代町の農地1筆、1,590㎡について、太陽光発電施設用地としての転用申請です。

契約は賃貸借の20年。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、諫早駅から北へ1.5kmに位置し、農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので、第2種農地とされます。パネルを300枚設置し、発電量は50kw未満、単価は24円です。

資金は融資証明で確認済みです。

被害防除計画は、敷地内に防草シートを敷き、西側、南側に高さ30cmの畦畔を設置、自然勾配で雨水を南側水路に放流します。

太陽光パネルの高さは2m程度ですので、日照・通風で周囲の農地に影響はないものと思われま

す。汚水、生活雑排水は発生しません。

4番、小栗地区、栗面町の農地1筆、722㎡について、資材置場及び駐車場としての転用申請です。

契約は賃貸借の10年。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、小栗出張所から西へ1.2kmに位置し、農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので、第2種農地とされます。

土地利用計画は、建築用資材、軽自動車5台の駐車場、廃材の一時置き場として利用します。

資金は通帳の写しで確認済みです。

被害防除計画ですが、盛土を最高1.7m行い、法面を保護し土砂の流出を防ぎます。

建築物はありませんので日照・通風で近隣農地への影響はないものと思われます。雨水は南側の水路に放流します。汚水、生活排水は発生しません。

5番、小栗地区、小川町の農地1筆、409㎡について、住宅用地としての転用申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、小栗出張所から南へ450mに位置しますので、第2種農地と思われます。

土地利用計画は、住宅を1棟建設します。

資金は融資証明の写しで確認済み、都市計画法第43条の申請も提出済みです。

被害防除計画ですが、周囲が石垣で造成されているため、土砂の流出はないと思われます。

雨水は西側の道路側溝に放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽を使用し、同じく道路側溝に放流します。

6番、小野地区、小野島町の農地1筆、223㎡について、住宅用地として転用申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、干拓の里駅から北へ200mに位置しますので、第3種農地と思われます。

土地利用計画は、住宅を1棟建設します。

資金は融資証明の写しで確認済み、都市計画法第43条の申請も提出済みです。

被害防除計画ですが、隣地に農地がありませんので日照・通風に問題はないと思われます。

雨水は北側道路側溝に放流、汚水、雑排水は下水道へ接続します。

7番、有喜地区、天神町の農地1筆、1,156㎡について、駐車場用地、資材置場として転用申請です。

契約は売買。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、有喜出張所から西へ2.1kmに位置し、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので、第2種農地と思われます。

土地利用計画は、自家用生コン車の待機場所及び2次製品、U字溝の置場として使用します。資金は通帳の写しで確認済みです。

被害防除計画ですが、資材置場と待機場所の境にコンクリートブロックを埋め、資材置場に水が流れ込まないようにします。

待機場所は、東側の水路に雨水が流れるよう傾斜をつけ、コンクリート舗装をします。

隣地に農地がありませんので、日照・通風に問題はないと思われます。

汚水、雑排水は発生しません。

8番、真津山地区、真崎町の農地11筆、4,465㎡について、分譲住宅用地

としての転用申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、真津山出張所から北西へ1.2 kmに位置し、農地区分は、「市街地近傍孤立農地」として第2種農地と思われます。

利用目的は、17区画(16区画の宅地と、1区画の公園)の分譲宅地を造成し、通路は、6mの開発道路を經由し市道に接続します。

都市計画法は40戸連担制度を利用し、都市計画法第29条第1項の申請も提出済みです。

被害防除計画ですが、最高2.8m程盛土をし、外周には擁壁を設けます。

擁壁を設置しないところは土砂の流出がしない程度の勾配を設け、法面を保護します。

日照・通風については南側の農地には影響はないものと思われます。

北東側の農地は、間に道路があるので影響は少ないと思われます。

雨水は、道路側溝を通し、西側河川に放流し、汚水、雑排水は分譲地毎に合併浄化槽を設置する予定です。

9番、本野地区、本野町の農地1筆、126㎡について、農耕車の転回場として一時転用申請です。

区域区分は「その他の区域」「農用地」です。

農用地ですが、一時転用として転用は可能です。期間は半年間、復元計画書も提出済みです。

申請地は、本野出張所から北へ1.3 kmに位置し、申請地北側は、宅地造成中なので、道路が通り抜けできないため一時的に転回場を設置します。

宅地造成終了後は、通行が可能になり、転回場は農地に復元します。

土地利用計画は、748㎡のうち126㎡にビニールシートを敷き、盛土し転回場を設置します。

被害防除計画ですが、近隣農地、水路に被害がでないよう盛土をします。

日照通風については、建物がいないため影響はないものと思われます。

雨水は自然流下。汚水雑排水は発生しません。

10番、本野地区、本野町の農地1筆、983㎡について、太陽光発電施設用地として転用申請です。

契約は賃貸借の20年。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、諫早駅から北東へ2.2 kmに位置し、農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので、第2種農地と思われます。

土地利用計画は、パネルを260枚設置し、発電量は50kw未満、単価は21円です。資金は融資証明で確認済みです。

被害防除計画ですが、周囲に高さ20cmの畦畔、その上に1.2mのフェンスを設置します。

雨水は暗渠を通し南側の道路側溝に放流します。

暗渠の設置についての占用申請も提出されています。

パネルの高さは2m程度ですので、日照・通風に影響はないものと思われます。
汚水、生活雑排水は発生しません。

11番、多良見地区、野副の農地1筆、73㎡について、住宅用地としての追認申請です。

契約は贈与。区域区分は「その他区域」「農振白地」です。

農地区分は、大草出張所から北北西へ300mの位置にあり、周囲が住宅の用に供している区域ですので、第3種農地と思われます。

新たな資金は発生しません。平成10年頃から住宅用地及び進入路として使用していましたが、進入路として利用していた土地が農地と判明したため、追認の申請です。顛末書も提出済みです。

被害防除計画ですが、コンクリート舗装し、日照・通風に関しては周囲が宅地ですので問題はないと思われます。

雨水は北側の水路に放流。汚水、雑排水は発生しません。

12番、長田地区、白原町の農地3筆、509㎡について、住宅用地としての転用申請です。

契約は売買。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は小江深海出張所から西へ1.6kmの場所に位置し、農地区分は、農地全体の広がり10ha以上ありますので、第1種農地と思われます。

しかしながら、周辺で生活する者の日常生活、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、「施行規則第33条第4項」に該当すると思われます。

資金は融資証明で確認済みです。

被害防除計画ですが造成はしません。日照・通風については、平家建ですので隣地の農地に影響は少ないものと思われます。

雨水は、西側道路側溝に放流し、汚水・雑排水は下水管に接続します。

隣接農地所有者との協議書も提出されています。

13番、飯盛地区、開の農地1筆、253㎡について、住宅用地としての追認申請です。

契約は使用貸借の永年。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、飯盛支所から南に370mに位置し、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域ですので、第3種農地と思われます。

昭和40年頃から車庫、庭、駐車場として利用しています。

新たな資金は発生しません。

被害防除計画ですが、現況のまま使用します。

車庫の高さも2.5m程度ですので、日照・通風に影響はないものと思われます。

雨水は申請地北側、南側の水路に放流し、汚水、雑排水は発生しません。

14番、高来地区、下与の農地1筆、893㎡について、駐車場用地としての転用申請です。

契約は賃貸借10年。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、小江駅から300m以内にありまので、第3種農地とされます。面積は893㎡、資金は通帳の写しで確認済みです。

被害防除計画ですが整地をして利用します。申請地の東側、南側は水路との間に擁壁があり、土砂の流出はないとされます。

日照・通風は建物も高さ2.5mのプレハブとトイレですので、隣接農地に影響はないものと考えられます。雨水は自然流下。汚水は下水管に接続します。

15番、小長井地区、遠竹の農地2筆、835㎡について、太陽光発電施設用地として転用申請です。

契約は使用貸借25年。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、小長井支所から北へ2.4kmの場所に位置し、農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので、第2種農地とされます。

パネルを194枚設置し、発電量は50kw未満、単価は36円です。

資金は融資証明で確認済みです。

被害防除計画ですがそのまま利用します。日照・通風については高さが2m以下ですので、周囲の農地に影響はないものと考えられます。

雨水は素掘りの水路を利用し、北側の所有者の土地に集め自然流下させます。

以上です。

議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番から3番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると考えられます。

次に、2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると考えられますので、許可しても問題ないと考えられます。

3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると考えられますので、許可しても問題ないと考えられます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 1番から3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番と5番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われるので、許可しても問題ないと思われます。

次に、5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われるので、許可しても問題ないと思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われるので、許可しても問題ないと思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。
7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われるので、許可しても問題ないと思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 長 長 長 委員 委員補足説明を致します。
8番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われるので、許可しても問題ないと思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 長 8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 長 長 委員 委員補足説明を致します。
9番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、農振農用地と判断されます。
しかしながら一時転用で、転用後の復元計画書の提出もありますので、問題ないものと思われます。
次に、10番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われるので、許可しても問題ないと思われます。

議 長 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
9番と10番について、何かご質問はありませんか。
議 長 「なし」と言う者あり
議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することにご異議
ありませんか。
議 長 「異議なし」と言う者あり
議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することに決定い
たします。
議 長 次に、11番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。
11番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と
判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われ
ます。
許可してやむなしかと思われ
ます。
議 長 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
11番について、何かご質問はありませんか。
議 長 「なし」と言う者あり
議 長 ご質問がないようですので、11番は、申請どおり許可することにご異議ありま
せんか。
議 長 「異議なし」と言う者あり
議 長 ご異議がないようですので、11番は、申請どおり許可することに決定いたしま
す。
議 長 次に、12番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。
12番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区別協議会で協議しましたところ、「申請者は、隣接する農地所有者との協議
書が提出されている」ということでありましたが、隣接する農地所有者は不動産業
者との話は行いましたが、納得されていないような趣旨の話でありました。
また、申請者とは一度も会っていないとのことであり、申請者と隣接する農地所
有者との考えに隔たりがあるようです。
地区協議会としましては、今回は保留とし、申請者と隣接する農地所有者との協
議を再度していただいた方が良いのではないかと。
また、協議の結果として同意書が必要ではないかとの協議結果となりました。
議 長 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
12番について、申請者と隣接する農地所有者との協議を再度、行っていただき
たいので、保留としたいとの報告がありました。
委 員 他に委員さんのご意見はありませんか。
地区担当の委員さんが協議の結果、保留したいと言われるのであれば、その協議

結果を尊重していただきたいと考えます。

議 長 それでは12番について、地区の協議結果のとおり保留することに賛成する委員さんの挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員の挙手を確認しましたので12番は保留といたします。

議 長 次に、13番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

13番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。許可してもやむなしかと思われま。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 13番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、13番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、13番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、14番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

14番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われまので、許可しても問題ないと思われま。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 14番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、14番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、14番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、15番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われまが、提出された書類に不備な点がありましたので、今回は、保留という協議結果となりました。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 15番について、書類等に不備がありましたので、今回は保留にしたいとの報告がありました。

議長 それでは15番について、地区の協議結果のとおり保留することに賛成する委員さんの挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員の挙手を確認しましたので15番は保留といたします。

(議案第5号) 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。

議長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、福田町の農地2筆、1,990㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、生乳、育成牛、露地野菜の生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、赤崎町の農地3筆、2,570㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。

申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

3番、小野地区、小野島町の農地1筆、2,091㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

4番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、35,337㎡を連作障害対策のため、賃貸借11ヶ月で借り換える新規の申し出です。申出人は、玉葱、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

5番、中央干拓地区、中央干拓の農地3筆、39,555㎡を連作障害対策のため、賃貸借11ヶ月で借り換える新規の申し出です。申出人は、レタス、ブロッコリー、赤紫蘇、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

6番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1,191㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

7番と8番は借受人が同一の案件です。

7番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2,85㎡

8番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,046㎡、計3筆、1,048,85㎡を農業経営規模拡大を行うため、7番は購入する申出で、8番は賃貸借20年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、花きの生産を主体に経営されています。

9番、高来地区、高来町西尾の農地2筆、2,044㎡を農業経営規模拡大を行うため、使用貸借5年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、飼料用稲、肉用牛の生産を主体に経営されています。

10番と11番は借受人が同一の案件です。

10番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、2,882㎡、

11番、小長井地区、小長井町遠竹の農地3筆、6,847㎡、計4筆、9,729㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、キャベツ、グリーンリーフの生産を主体に経営されています。

以上、1番～11番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長 議案第5号の説明がありました。1番は、4番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、退席をお願いします。

(4番委員 退席)

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申出どおり許可することに決定いたします。4番委員の入場を求めます。

(4番委員 入場)

議長 審議を再開します。

次に2番～10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番～10番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番～10番は、申出どおり許可することに決定いたします。

次の11番は、私20番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議長を会長職務代理と交替し退席いたします。

(20番委員退席)

職務代理 議長を交代します。

審議を再開いたします。

11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

職務代理 ご質問がないようですので、11番は許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

職務代理 ご異議がないようですので、11番を申出どおり許可することに決定いたします。20番委員の入場を求め、議長を交替いたします。

(20番委員 入場)

議長 再度、議長を交代し、審議を再開します。

(議案第6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の12番から20番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第5号の12番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,439㎡を、議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の13番、森山地区、森山町慶師野の農地3筆、2,620㎡、14番、森山地区、森山町慶師野、下井牟田の農地5筆、5,005㎡、計8筆、7,625㎡を議案第6号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の15番、森山地区、森山町本村の農地2筆、5,900㎡を、議案第6号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用につながります。

議案第5号の16番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、6,028㎡を、議案第6号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻、玉葱の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の17番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、2,680㎡、18番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、2,540㎡、計2筆、5,220㎡を、議案第6号の5番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の19番、高来地区、高来町上与の農地1筆、1,619㎡、20番、高来地区、高来町上与の農地1筆、1,616㎡、計2筆、3,235㎡を、議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、ニガウリの生産を主体に経営される予定であり、今回、権利の設定を受けることにより、新規に就農し、農業経営を行うことができます。

続きまして、配分計画の変更についてでございます。

既に、農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けて

いる、諫早地区、福田町、長田地区、小豆崎町の農地20筆、24,710㎡について、議案第6号の7番により、配分する農家の変更を行う農用地利用配分計画です。

新しく、権利の設定を受ける者は、白菜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

契約内容は賃貸借で、貸借期間につきましては、従前の貸借期間の残存期間9年であります。

次に、農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、長田地区、小豆崎町の農地9筆、15,993㎡について、議案第6号の8番により、配分する農家の変更を行う農用地利用配分計画です。

新しく、権利の設定を受ける者は、トマト、白ネギの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

契約内容は賃貸借で、貸借期間につきましては、従前の貸借期間の残存期間9年であります。

以上、第5号議案の12番から20番までの申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、第6号議案の1番から8番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上です。

議長 議案第5号の12番から20番、また、議案第6号の1番から8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号の12番から20番を許可し、議案第6号の1番から8番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の12番から20番を許可し、議案第6号の1番から8番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件について説明します。

多良見地区から2件、森山地区、飯盛地区から各1件、高来地区から3件、小長井地区から各4件、合計11件提出されています。

届出理由は、はいずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件について説明します。

中央干拓地区から3件、森山地区から2件、合計5件提出されています。

解約理由は、中央干拓地区が、連作障害対策のため、都合により耕作できなくな

ったため、森山地区が、都合により耕作できなくなったため、転用するためです。

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について説明します。

諫早地区で1件、真津山地区で1件、合計2件提出されています。

諫早地区、栄田町の農地2筆42.04㎡を通路としての届出です。

真津山地区、真崎町の農地4筆982㎡は共同住宅（8世帯）の転用届が提出されています。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について説明します。

諫早地区から2件、小野地区から1件、真津山地区から1件、多良見地区から1件、合計5件提出されています。

諫早地区、栄田町の農地1筆430㎡を1区画の分譲宅地として、同じく諫早地区、栄田町の農地1筆、247㎡を一般住宅用地への転用届が提出されています。

また、小野地区、川内町の農地1筆、998㎡を共同住宅（18世帯）への転用届が提出されています。

真津山地区、真崎町の農地1筆、70㎡を通路用地として、1/2の所有権移転と農地1筆、255㎡を住宅用地として転用届が提出されています。

多良見地区、多良見町木床の農地1筆、270㎡を分譲住宅としての転用届けが提出されています。

報告第5号「農地法第5条の規定による受理通知取消願の件」について説明します。

諫早地区、栄田町の農地2筆、768㎡について、5月10日に2区画の分譲住宅地への転用届出が出ていましたが取消になりました。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について説明します。

森山地区から1件、高来地区から1件、小長井地区から1件、合計3件申出があります。

いずれも農地利用状況調査でB分類、農振白地です。

以上です。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農地法第3条許可 7件。
 議案第2号 農地法第3条許可の取消 1件。
 議案第3号 農地法第4条許可 1件。
 議案第4号 農地法第5条許可 13件。
 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 20件。
 議案第6号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 8件。

以上、審議件数は、全部で50件 ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長
 事 務 局
 議 長

なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

(事務連絡)

それでは、これもちまして、平成30年度諫早市農業委員会第4回総会を閉会
 いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)